

安城市監査公表第30号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第15項の規定に基づき安城市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のように公表する。

令和2年12月23日

安城市監査委員 中 村 誠 一

安城市監査委員 辻 山 秀 文

出資団体監査に係る措置内容の通知書（財政課）

- 1 令和2年度安城市監査公表第29号（公表日 令和2年11月16日）関係分
- 2 措置の状況

安城市土地開発公社（財政課）

特に措置を講ずる必要があると認める事項

次に掲げる事案は、前回と同様の結果であった。チェック体制を強化すると共に、担当者が異動した際にも誤りのない事務を執ることができるよう、再発防止に努められたい。

- 1 振替伝票や支出伝票の決裁権者が誤っていた。
- 2 物品を購入した際に、検収の証跡が残されていない。
- 3 資金前渡金の精算事務において、安城市土地開発公社財務規程に沿った事務を執っていなかった。
- 4 文書事務において、理事長印使用の証跡が不十分であった。

措置の内容（令和2年11月17日現在）

- 1 決裁時に上席者が必ず確認することに加え、令和2年11月17日から、Excelで管理している伝票整理簿に決裁区分一覧を掲載したシートを追加し、伝票作成時において、担当者が異動した際も正しい決裁権者を速やかに確認できるよう改善した。
- 2 決裁区分一覧に物品購入時の検収に関する文言を記載し、令和2年11月17日から、Excelで管理している伝票整理簿に決裁区分一覧を掲載したシートを追加し、物品購入後の伝票作成時において、担当者が異動した際も簡易に検収に関する文言を確認できるよう改善した。
- 3 担当者が異動しても誤りが発生しにくいよう、令和2年10月1日から、確実に理事長を経由するように精算書様式における決裁欄を変更するとともに、同様式に財務規定の条文を掲載することとした。
- 4 理事長印使用の証跡を確実に残すため、理事長印は、必ず文書主任の立会いの元で押印する体制とする。また、令和2年11月17日から、理事長印を保管する印箱に、平成30年度に作成した事例集を参照する旨の文を記載したラベルテープを貼り、さらに印箱と事例集をひと揃いで保管することで、担当者が異動した際も誤りが発生しにくいようにした。